

# 熊本県産いぐさ畳表消費拡大緊急加速化事業費補助金 公募要領

## 1 事業の概要

熊本県は全国で唯一のいぐさ・畳表の産地であるものの、生産者戸数は年々減少しており、産地の維持・存続が喫緊の課題となっています。

そこで、本事業は、県産いぐさ畳表を使用した畳表替えや畳新調に利用可能なプレミアム付き商品券を発行する団体を支援することにより、県産いぐさ畳表の消費拡大を促進し、生産者の所得確保を図ることで、産地の維持につなげることを目的とするものです。

## 2 補助対象事業者及び補助率

- (1) 補助対象事業者 民間事業者（※共同申請可）
- (2) 補助率 定額（上限 33,000 千円／1 者）

## 3 補助対象事業

- (1) プレミアム付き商品券を活用した県産いぐさ畳表の消費拡大促進活動に要する経費【対象要件】
  - ・ 事業主体は、1 枚 2,000 円のプレミアムを付した商品券を 12,000 枚程度発行し、販売すること。
  - ・ 商品券の利用対象店舗を県内の全ての畳店とし、効果的な販売方法及び消費者への周知方法等について、事業計画として県に提案すること。
  - ・ 発行した商品券の利用が円滑に進むよう、県及び利用対象店舗等と必要な連絡・調整を行うこと。

## 4 補助対象経費に掛かる留意事項

### (1) 補助対象経費

補助対象となる経費は、次のア～ウの条件をすべて満たすものとなります。

ア. 使用目的※が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

※ 補助対象となる使用目的は下記いずれかに該当するもの

- ・ 商品券のプレミアム分に係る経費（販売額の 2 割以内とする）
- ・ 販売促進に係る経費
- ・ 商品券の発行事務に係る経費

イ. 補助対象期間中に契約・支払が完了した経費

ウ. 証拠資料等によって支払金額及びその内訳が確認できる経費

### (2) 対象外となる経費について

- ・ 国、都道府県及び市町村等が実施する補助金、委託費等を受給する事業と内容が

重複するもの。

- ・ 交付決定前に発生した経費及び令和9年3月19日以降に支払いが完了した経費
- ・ 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱費や電話代等
- ・ 補助金応募書類、実績書類の作成、送付、手続きに係る費用
- ・ 施設整備等に係る経費（施設等の設置又は改修に必要な経費、土地、建物等を取得するための経費）
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るものの取得費用等（パソコン、プリンター、タブレット端末、ウェアラブル端末、家庭及び一般事務用ソフトウェア等）
- ・ 経費の支払い時に発生する振込手数料、代引き手数料（ただし、経費の支払先が振込料を負担した場合、その金額分の値引きがあったものと見なし、値引き後の額を補助対象とする）
- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用（ホテル宿泊時の食事含む）
- ・ 本事業に使用したものとして明確に区別できない経費
- ・ その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

## 5 応募方法

- (1) 提出書類（以下の書類を3部、郵送または持参にて提出してください）
- ・ 実施計画承認申請書（別記第1号様式）
  - ・ 事業実施計画書（別記様式第1号）
  - ・ 添付書類
    - ① 事業経費内訳書（別添1）
    - ② 誓約書（別添2）
    - ③ 会社概要が分かる資料（パンフレット等）
    - ④ 定款の写し（資料がない場合は、組織の代表者、規約等の分かる資料）
    - ⑤ 直近1期分の決算書（貸借対照表、損益計算書等）  
（創業直後の場合には、事業計画書等）
    - ⑥ その他補足資料
- (2) 提出先・問い合わせ先
- 〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号  
熊本県 農林水産部生産経営局農産園芸課 熊本県庁本館9階  
担当：松田、田添  
電話：096-333-2390  
E-mail:nousanengei@pref.kumamoto.lg.jp
- (3) 提出締切
- 令和8年（2026年）4月28日（火）17時 ※必着

## 6 スケジュール案

1. 事業実施計画書の提出	令和8年4月28日(火) 17時 ※必着
2. 内定(採択・不採択通知)	令和8年4月30日頃(予定)
3. 交付申請書提出	令和8年5月7日頃(予定)
4. 交付決定(事業開始)	令和8年5月中旬頃(予定)
5. 実績報告(事業完了)	令和9年3月17日(水)まで
6. 補助金支払い	令和9年3月下旬 ※必要に応じて概算払を行います。

## 7 審査基準等

### (1) 審査基準

以下の項目について審査し、採択事業者を決定します。

項目	内容
1 実施体制 (30点)	事業の実施体制が十分であり、県内の畳店やいぐさ関連事業者等とのネットワーク及び知識を有しているか。
	事務遂行上の人的・物的体制が十分に整っており、スケジュールは無理がなく、円滑に業務が実施できるものになっているか。
2 計画内容 (50点)	提出された計画書の内容が事業の趣旨(県産いぐさ畳表の消費拡大・産地維持)に沿っており、実効性が認められるか。
	消費者の県産いぐさ畳表に対する理解を深めるための取組が含まれているか。
3 経費の妥当性 (20点)	予算の範囲内において、提案内容と整合性がある経費が適切に見積もられているか。

### ◆ その他

※審査経過に関する問い合わせには応じられません。

### (2) 通知

審査結果及び交付申請の手続きにつきましては、農産園芸課から通知いたします。

## 8 その他の留意点

補助事業として採択された場合は、以下につきましてご了承ください。

- (1) 交付決定を受けた後、事業費の30%を超える増減や事業実施主体を変更する場合もしくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

(2) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

(3) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。